

米子市営東山水泳場

指定管理者 募集要項

平成17年7月25日

米子市

地方公共団体が設置する公の施設の管理においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体を指定管理者に指定し、施設の維持管理などの業務を行わせることができる。これを指定管理者制度という。

米子市では、米子市体育施設条例（平成17年米子市条例第38号。以下「体育施設条例」という。）に基づき設置された米子市営東山水泳場の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）を効果的かつ効率的に行うため指定管理者制度を適用することとし、本募集要項のとおり指定管理者を募集する。

【参考】地方自治法第244条の2第3項の規定

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

1 施設の概要

(1) 名称	米子市営東山水泳場（以下「水泳場」という。）
(2) 所在地	米子市東山町 92 番地
(3) 構造	<ul style="list-style-type: none"> ・飛込みプール管理棟 鉄筋コンクリート造 ・競泳プール管理棟 鉄筋コンクリート造 2 階建一部鉄骨造 屋根カラーアルミ長尺瓦棒葺
(4) 敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> ・飛込みプール 1, 522.4 平方メートル ・競泳プール管理棟 11, 672.3 平方メートル
(5) 建築面積	2, 970.68 平方メートル
(6) 開館日	<ul style="list-style-type: none"> ・飛込みプール管理棟 昭和56年8月19日 ・競泳プール管理棟 昭和58年6月19日
(7) 主な施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・飛込みプール 日本水泳連盟公認飛込みプール 22m×22m×(水深)5.2m、 10m:1基、7.5m:1基、5m:1基...以上高飛込み 3m:2基、1m:1基.....以上板飛込み 練習用:2基(高飛込み、板飛込み各1基) 浴室、シャワー室、便所、器具庫 循環濾過機場(鉄骨亜鉛鉄板葺) ・競泳プール管理棟 日本水泳連盟公認 屋外 50m 競泳プール:9 コース(50m×

	<p>23.8m × (水深)1.4 ~ 1.5m) 鳥取県水泳連盟公認 屋内 25m 競泳プール：7 コース(25m × 16m × (水深)1.1m ~ 1.3m) 幼児プール：(10m × 5m × (水深)0.6m ~ 0.63m) 日本水泳連盟公認 自動審判計時装置：一式 観覧席(固定席 1,000 人、芝スタンド 300 人)、音響設備(一式)、国旗掲揚台 (1階)事務室、医務室、器具庫、役員控室及び記録処理室、採暖室、休憩室、更衣室、シャワー室、便所、機械室(暖房用ボイラー、循環浄化装置)、電気室 (2階)研修室、指導員室 駐車場(隣接の米子市東山公園駐車場 1 5 6 台収容)等 別添の「米子市営東山水泳場平面図」参照</p>																				
(8) 施設の現状	<p>水泳場は、屋外公認 50m 競泳プール、屋内 25m 競泳プール及び屋外公認飛込みプールを備えた県内及び山陰でも最大規模の水泳場であり、昭和 60 年わかとり国体水泳競技を始め、これまで数々の全国大会が開催されたほか、毎年多くの県内大会が開催されており、今後とも県内水泳競技拠点施設としての機能を維持することが求められている。</p> <p>また、市教育委員会主催及び競技団体主催の水泳教室の実施などにより市民スポーツの振興が図られており、県西部地区における水泳競技及び健康・体力づくり活動の拠点として、多くの市民や地元競技者に活用されている。</p>																				
(9) 施設の運営状況(平成 16 年度)の概要	<p>ア 利用許可件数</p> <table border="0"> <tr> <td>個人使用</td> <td>6,914 件(1人1件)</td> </tr> <tr> <td>団体使用</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>専用使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 社会人クラブ・学校部活等</td> <td>161 件(コースの専用)</td> </tr> <tr> <td> 大会・講習会</td> <td>12 件(減免7件含む。)</td> </tr> <tr> <td> 県水連主催米子スイミングスクール</td> <td>12 件(毎月申請)</td> </tr> <tr> <td> 市教委主催飛込み教室</td> <td>206 件(毎回申請)</td> </tr> <tr> <td>特別使用(水難救助訓練・医療福祉：使用料減免)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,827 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>合計 10,134 件</u></td> </tr> </table> <p>イ 利用者数 50,203 人</p> <p>ウ 利用料金等収入額</p>	個人使用	6,914 件(1人1件)	団体使用	2 件	専用使用		社会人クラブ・学校部活等	161 件(コースの専用)	大会・講習会	12 件(減免7件含む。)	県水連主催米子スイミングスクール	12 件(毎月申請)	市教委主催飛込み教室	206 件(毎回申請)	特別使用(水難救助訓練・医療福祉：使用料減免)			2,827 件		<u>合計 10,134 件</u>
個人使用	6,914 件(1人1件)																				
団体使用	2 件																				
専用使用																					
社会人クラブ・学校部活等	161 件(コースの専用)																				
大会・講習会	12 件(減免7件含む。)																				
県水連主催米子スイミングスクール	12 件(毎月申請)																				
市教委主催飛込み教室	206 件(毎回申請)																				
特別使用(水難救助訓練・医療福祉：使用料減免)																					
	2,827 件																				
	<u>合計 10,134 件</u>																				

	施設使用料	10,636,340円
	水泳教室参加料	3,871,500円
	雑入(更衣ロッカー他)	69,400円
	合計	<u>14,577,240円</u>
エ	自主事業	
	・米子市水泳教室	
オ	管理費(支出額の合計)	56,369,607円
	(うち人件費相当分)	31,177,221円)
	別添の「平成16年度米子市営東山水泳場運営状況」参照	

2 指定管理者が行う業務

(1) 法令等の遵守

指定管理者は、水泳場の管理業務の遂行に当たって、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

ア スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)

イ 地方自治法

ウ 労働基準法(昭和22年法律第49号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

エ 体育施設条例及び米子市体育施設条例施行規則(平成17年米子市教育委員会規則第25号)

オ 米子市公有財産規則(平成17年米子市規則第42号)

カ 米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例(平成17年米子市条例第26号。以下「手続条例」という。)及び米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例施行規則(平成17年米子市規則第18号。以下「手続条例施行規則」という。)

キ その他管理業務に適用される法令等

(2) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる水泳場の管理業務を行うものとする。

ア 水泳場の施設、設備及び器具(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。

(ア) 施設等の日常の保守点検、小規模な補修及び清掃

(イ) 施設等の警備

(ウ) 浄化槽の維持管理

(エ) ボイラーの保守管理

(オ) 防災設備の点検

(カ) 循環浄化装置の保守

(キ) 施設等に係る経費(電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金及び燃料費)の

支払

(ク) 敷地内にある樹木等植物の適切な管理育成

イ 水泳場の施設等の利用の許可に関すること。

(7) 許可申請書の受付及び許可書の交付

(イ) 各種届出書の受付

(ウ) 利用料金の徴収、減額、免除及び還付

(エ) 利用者の応接

ウ 水泳場の利用の促進に関すること。

(7) 広報活動の実施

(イ) イベント等の誘致

エ 水泳場の設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関すること。

(7) 水泳教室の企画及び実施

(イ) その他自主事業の企画及び実施

オ その他水泳場の管理業務のうち、教育委員会のみの特権に属する事務を除くもの

(7) 管理業務の処理に必要な体制の整備

(イ) 情報の公開及び個人情報の保護に関する措置

(ウ) 防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置

(エ) 事業報告書の作成及び提出

(オ) 経営状況を説明する書類の作成及び提出

(カ) その他管理業務に関する庶務、経理等の事務

(3) 管理の基準

指定管理者は、次により、水泳場の管理業務を適切に行うものとする。

ア 基本方針

指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、市民が広く利用する公の施設としての水泳場の性格を十分認識し、利用者にとっての安全で快適な水泳場の環境づくり及び水泳場の利用の促進を目指すとともに、水泳場の施設等について、日常又は定期に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めること。

また、水泳場の利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、水泳場の設置目的に適合した魅力のある自主事業の企画及び実施に努めること。

イ 基本的事項

(7) 水泳場の使用時間及び休場日は、原則として、体育施設条例第3条に規定するところによること。ただし、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、これらを変更することができる。

(イ) 水泳場の施設等の利用の許可を、体育施設条例に基づき、公平かつ公正に行うこと。なお、体育施設条例第5条各号のいずれかに該当する場合は、許可をしな

いこと。

- (ウ) 水泳場の管理上支障があると認められる場合（体育施設条例第 8 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合に限る。）は、施設等の利用の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、水泳場への入場を拒否し、又は水泳場からの退場を命ぜることができる。
- (イ) 利用料金は、指定管理者が、体育施設条例第 9 条に規定する使用料の金額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を受けて定め、水泳場の施設等の利用者から徴収すること。なお、徴収した利用料金は、指定管理者の収入として収受させること。
- (オ) 指定管理者は、教育委員会が認める場合に限り、利用料金を減額し、又は免除することができる。なお、減額及び免除の基準は、教育委員会が定める。
- (カ) 指定管理者は、教育委員会が認める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。なお、還付の基準は、体育施設条例第 12 条に規定するもののほか、教育委員会が定める。
- (キ) 指定管理者は、米子市情報公開条例（平成 17 年米子市条例第 22 号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めること。
- (ク) 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報（米子市個人情報保護条例（平成 17 年米子市条例第 23 号）第 2 条第 2 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関し教育委員会と同様の責務を有するものとし、教育委員会の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (ケ) 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、あらかじめその内容を教育委員会と協議しなければならない。

ウ 管理業務の処理体制に関する事項

- (7) 指定管理者は、水泳場の管理業務に従事する職員（以下「職員」という。）を適正に配置するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。また、指定管理者は、水泳場に日本水泳連盟プール公認規則に規定されているプール管理者を置くものとする。なお、水泳場には、職員のうちから、水泳場の統括責任者として場長 1 人を、日本体育協会公認指導員等の有資格者（水泳教室その他の自主事業及び利用者の安全対策の実施に必要な人員のもの）を置くものとする。
- (イ) 指定管理者は、職員の名簿を市教育委員会に提出しなければならない。職員の異動を生じた場合も、同様とする。
- (ウ) 指定管理者は、職員に対して管理業務の遂行に必要な研修を実施すること。特に、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、十分に職員を指導し、及び訓練すること。

- (イ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちに教育委員会に報告し、その処理方法について教育委員会と協議しなければならない。
- (オ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害について、すべての責任をもつこととし、理由のいかんを問わず、市は、何らの責任を負わないものとする。
- (カ) 指定管理者及びその職員は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項及び管理業務の処理に関する事項を第三者に漏らしてはならない。指定の終了後も、同様とする。

エ その他の事項

- (7) 市は、水泳場の施設等及び水泳場にあらかじめ備え付けられた備品（市の所有に係るものに限る。）を、指定管理者に無償で使用させる。なお、指定管理者は、その所有に係る備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ教育委員会に報告しなければならない。
- (イ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して別に会計を設け、経理を明確にしなければならない。
- (ウ) 指定管理者は、手続条例第 11 条及び手続条例施行規則第 6 条の規定に基づき、毎年度、事業報告書を作成し、教育委員会に提出すること。
- (エ) 指定管理者は、手続条例施行規則第 7 条の規定に基づき、毎年度、経営状況を説明する書類を作成し、教育委員会に提出すること。
- (オ) 指定管理者が行う管理業務の全部の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、清掃、警備等、市教育委員会が認める一部の業務については、この限りでない。

3 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、市が支払う指定管理料、利用料金及び自主事業の収入によって賄うものとする。なお、指定管理料の額及び支払方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、市と指定管理者が協議し、双方で締結する協定で定める。

4 市と指定管理者との責任の分担

次の表に掲げる事案に係る市と指定管理者との責任の分担は、原則として同表に定めるとおりとする。

事 案		責任の分担
施設等の損傷	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	指定管理者

	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、市と指定管理者が協議して定める。
利用者(これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。)への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、市と指定管理者が協議して定める。
施設等の修繕	施設等の大規模な修繕(資産価値の向上又は耐用年数の延長につながるものをいう。)	市
	上記以外のもの	指定管理者
施設等に係る火災保険及び災害保険への加入		市
利用者に係る損害賠償保険(指定管理者が市の出資団体など一定の条件を満たす場合に限り、指定管理者を被保険者とみなす取扱いがあるもの)への加入		市(なお、左記に該当しない損害賠償保険については、市は加入しない。)

5 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までとする。なお、当該期間の満了に伴う新たな指定管理者の指定は、原則として公募による。

6 その他の条件

- (1) 指定管理者は、管理業務を行うため、新たに職員を雇用する場合にあっては、現に当該管理業務の処理を市から委託されている財団法人米子市教育文化事業団の職員の採用に配慮するよう努めること。
- (2) 指定管理者は、管理業務を開始する日までに、教育委員会及び財団法人米子市教育文化事業団から事務引継を受けなければならない。
- (3) 指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、水泳場の利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力を努めること。
- (4) 指定管理者は、教育委員会が主催する事業及び主管競技団体が主催する事業に協力すること。
- (5) 市は、水泳場の施設等を、災害の発生その他特別の事情がある場合に優先的に使用することがあること。指定管理者は、これに協力すること。

7 応募資格等

(1) 応募資格

水泳場の指定管理者に応募することができる者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等は、

指定管理者の指定を受けることができない。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの

ウ 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

(7) 破産者で復権を得ないもの

(イ) 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例により同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定が適用される準禁治産者を含む。）

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(エ) 公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

(2) 複数の法人等による応募

水泳場の管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができる。この場合において、次に掲げる事項に留意すること。

ア グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めること。

イ 単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することができない。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできない。

8 応募の方法

水泳場の指定管理者に応募しようとする者は、次により指定申請書その他の書類（以下「応募書類」という。）を教育委員会に提出すること。

(1) 応募書類の受付期間

平成17年8月1日（月）から同月31日（水）まで

(2) 応募書類の提出方法等

ア 応募書類の提出方法は、持参又は郵便若しくは信書便によること。なお、郵送又は信書便による提出にあつては、平成17年8月31日（水）午後5時必着とする。

イ 応募書類の提出先は、米子市教育委員会事務局体育課（所在地等は、第12項参照）とする。

(3) 応募書類の種類

提出する応募書類の種類は、次のとおりとする。なお、グループによる応募の場合

にあつては、工からカまでに掲げる応募書類は、各構成団体について提出すること。

- ア 指定申請書（別添の様式第1号）
- イ 事業計画書（別添の様式第2号）
- ウ 収支予算書（別添の様式第3号）
- エ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則
その他これに類するものの写し）
- オ 直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録
- カ 指定管理者の指定についての欠格条項に該当しないことを説明した書類（別添の
様式の「申立書」によること。）
- キ グループによる応募の場合にあつては、グループの名称、各構成団体の名称及び
代表となる法人等の名称を明示した書類（別添の様式の「グループ構成団体一覧表」
によること。）

(4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本5部（そのうち1部は製本をしないもの）を提出すること。副本は、正本を複写して作成して差し支えない。

(5) 現地説明会の開催

水泳場の施設等の概要、管理業務の内容等の説明を行うため、次により現地説明会を開催すること。

- ア 日 時 平成17年8月3日（水） 午後2時から
- イ 場 所 米子市東山町92番地 米子市営東山水泳場2階 研修室
- ウ 申込方法 平成17年8月2日（火）までに、電話、ファクシミリ又は電子メ
ールにより、米子市教育委員会事務局体育課（電話番号等は、第12
項参照）に申し込むこと。その際、法人等の名称、代表者及び参加希
望者名を明示すること。

(6) 応募に当たつての留意事項

- ア 応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがある。
- イ 応募書類及び追加資料は、返却しない。
- ウ 応募書類及び追加資料は、米子市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- エ 受付期間の終了後における応募書類及び追加資料の再提出又は差替えは、原則として認めない。
- オ 応募書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募する法人等の負担とする。

9 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

教育委員会は、応募があつた法人等のうちから、指定管理者の候補者（以下単に「候

補者」という。)を選定する。なお、候補者の選定に当たっては、あらかじめ、学識経験者等の委員で構成する米子市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴く。

(2) 選定基準等

候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお、選定に伴う応募書類及び応募した法人等の審査は、原則として書類審査によるものとする。ただし、必要に応じて、面接等により応募書類の内容について聴取りを行う場合がある。

ア 事業計画書による水泳場の運営が、水泳場の利用者の平等な利用を確保するものであること。

イ 事業計画書の内容が、水泳場の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、水泳場の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。

ウ 当該応募した法人等が、事業計画書に沿った水泳場の管理を安定して行う能力を有するものであること。

(3) 候補者の決定

教育委員会は、候補者を決定した場合は、その結果を応募した法人等のすべてに書面で通知するとともに、公表する。なお、候補者の決定に当たっては、教育委員会との交渉権を有する複数の法人等を順位を付して定め、第1順位の交渉権を有する法人等から順に指定の条件等の詳細を協議し、協議が整ったものを当該候補者に決定する場合がある。

10 指定管理者の指定等

指定管理者の指定は、候補者を水泳場の指定管理者とする旨の議案を平成17年12月に開催される予定の米子市議会定例会に上程し、その議決を受けて行うものとする。なお、市と指定管理者との間に締結する協定の内容その他指定管理者の管理業務を行わせるために必要な事項の具体的な協議については、当該議決後において速やかに行うものとする。

11 別添書類の一覧

- (1) 米子市営東山水泳場平面図
- (2) 平成16年度米子市営東山水泳場運営状況
- (3) 指定申請書の様式
- (4) 事業計画書の様式
- (5) 収支予算書の様式
- (6) 申立書の様式
- (7) グループ構成団体一覧表の様式

12 問い合わせ先及び応募書類の提出先

米子市教育委員会事務局体育課体育係

[所在地] 〒683 - 8686 鳥取県米子市東町161番地2

[電話番号] 0859 - 23 - 5426

[ファクシミリ] 0859 - 23 - 5414

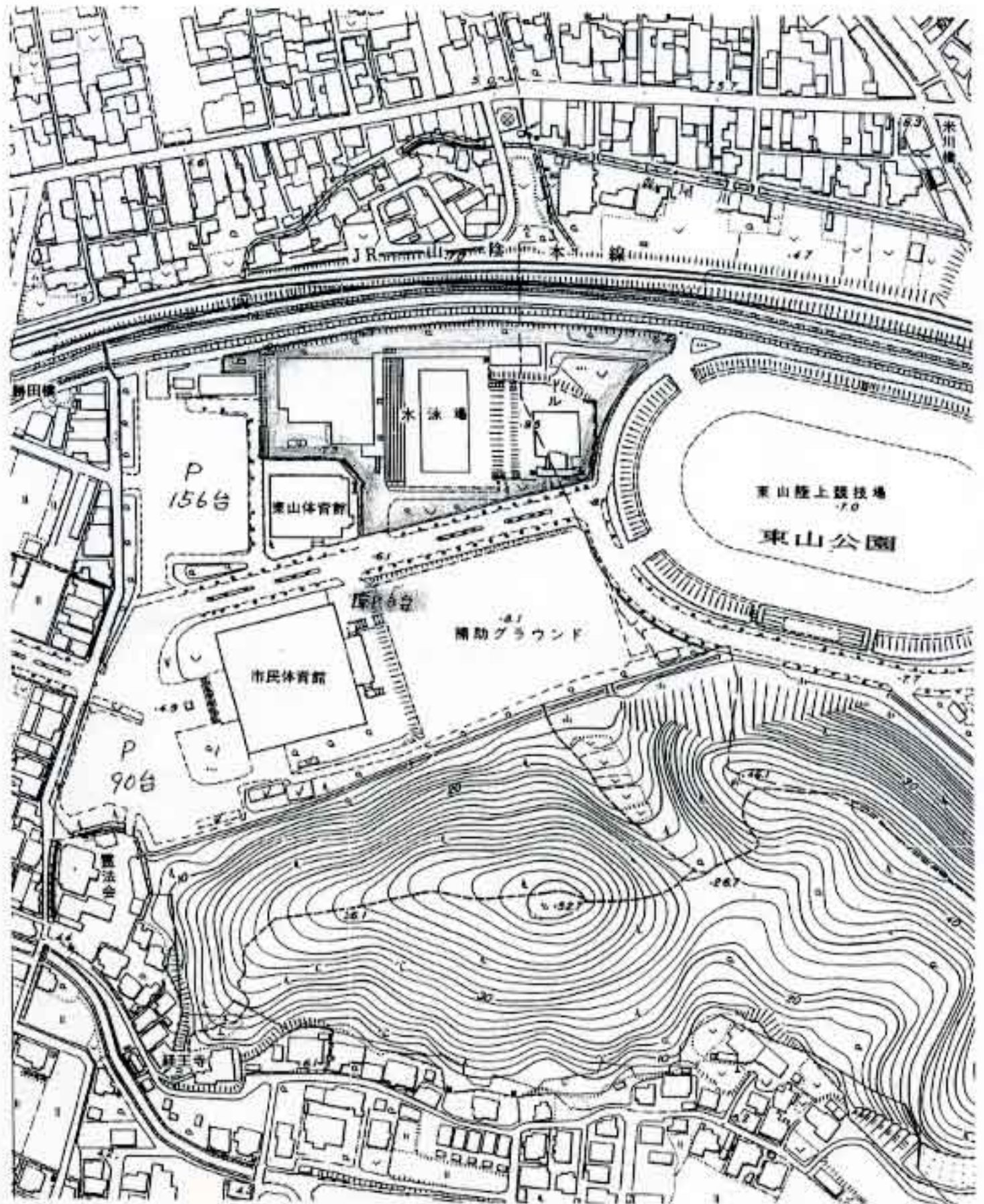
[電子メールアドレス] taiiku@yonago-city.jp

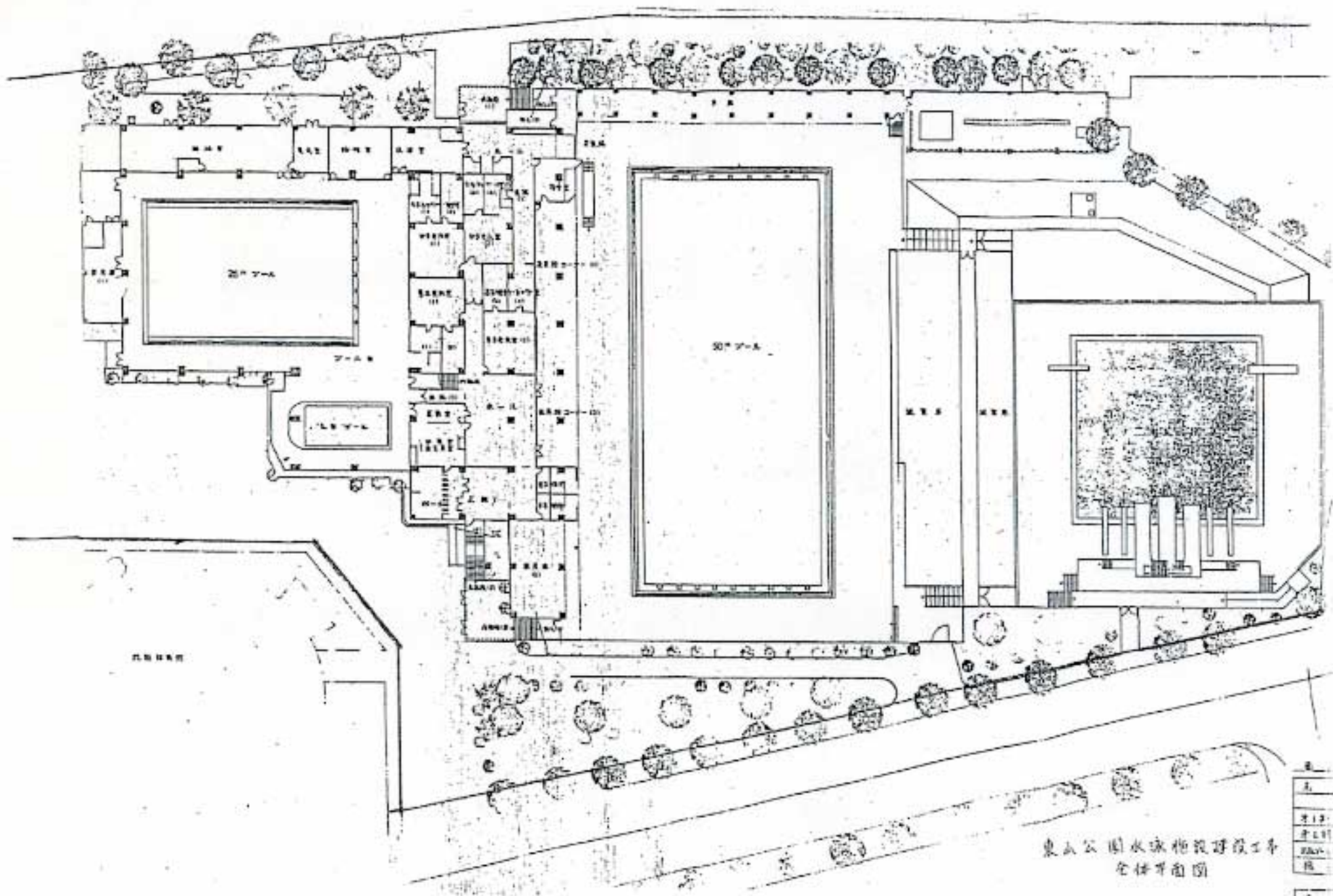
13 その他

この募集要項及び指定申請書等の様式（PDF版）は、本市のホームページからダウンロードすることができる。

[ホームページURL] <http://www.yonago-city.jp/section/gyoukaku/>

米子市営東山水泳場 位置図





东山公园水景规划设计方案
 全园平面图

1
2
3
4
5
6

平成16年度米子市営東山水泳場運営状況

1 施設等の利用状況

開館日数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
日数	25	25	25	27	27	23	26	24	24	21	23	25	295

施設使用許可件数・人数・使用料収入

区分	使用許可件数(件)		使用者数 (人)	使用料収入 (円)
個人使用	乳幼児 278、小・中学生 3,676、 高校生 206、一般 2,754	計 6,914 件	6,914	2,954,590
団体使用	乳幼児(幼稚園等)	2 件	116	16,870
専用使用	50m	コース(社会人クラブ・部活利用等計 9 件)	188	69,300
		全コース(減免を含まないもの)	390	305,490
	25m	コース(米子スイミングスクール以外計 152 件)	982	527,480
		全コース(全て大会使用 計 5 件)	1,300	344,510
	飛び込み		30	15,120
	【鳥取県水泳連盟主催米子スイミングスクール】 25mプール 12 件、使用コース数 延べ 2,394 コース、 使用回数 延べ 276 回		延べ 22,966	6,402,980
	【市教育委員会主催飛び込み教室(鳥取県水泳連盟委託)】 飛び込みプール 人員 39 人 12 件		延べ 1,831	0
【大会・講習会(減免分のみ;減免以外分は別記)】50 mプール、飛び込みプール、全館 計 7 件		延べ 4,190	0	
教室	市教育委員会主催水泳教室 1 件(参加料)		延べ 8,132	3,871,500
特別使用 (使用料 減免)	障害児福祉教育医療 25m 計 33 件 計 92 人		計 3,164	0
	障害者等機能回復訓練(個人使用)25m計 2,790 人			
	水難救助訓練 西部消防 25m 通年 1 件 計 214 人			
	" 県警機動隊 50m 10 月 1 件 14 人			
	" 海上保安庁 50m 12 月 1 件 4 人			
" 陸上自衛隊 25m 3 月 1 件 50 人				
その他	会議室使用 0 件		0	0
合計			10,134	14,507,840

2 自主事業

事業名	実施(開催)日	事業概要	参加者数
水泳教室	平成16年4月4日から同年9月19日まで及び同年10月3日から平成17年3月22日まで	目的：水泳技能教習、社会的ルールの指導助言、健康体力づくり、水泳の普及振興 対象：幼児、小学生、成人 期間：1期6ヶ月間、年2期 日時：週1回(1回1時間10分)、午後1時30分から午後7時10分まで 施設：屋内25m及び幼児プール 募集人員：1期2期とも266人 クラス数：1期2期とも22クラス	延べ 8,132人

3 管理体制及び職員の配置状況

(1) 管理体制

米子市営東山水泳場の管理業務は、地方自治法に基づく旧管理委託制度及び地方自治法施行令に基づく歳入の収納事務委託制度により、財団法人米子市教育文化事業団に委託して処理した。ただし、次に掲げる業務は、市が直接処理した。

ア 利用料金の減免及び還付の決定に関すること。

イ 利用の許可の決定に関すること。

(2) 職員の配置状況(平成17年3月31日現在)

米子市営東山水泳場に常駐してその管理業務に従事した財団法人米子市教育文化事業団の職員の配置状況は、次のとおりである。ただし、場長は、市の職員(嘱託職員)の身分も併有する。

場長(1人)	— [事務] 主事(1人)
	— [窓口] 非常勤職員(2人、ただし1人は指導も兼務)
	— [指導] 主任指導員(1人)・指導員(嘱託)(1人)・非常勤職員(1人)
	— [管理] 嘱託管理員(2人)
	— [監視] 非常勤職員(1人)

4 収入及び支出に係る決算の状況

米子市営東山水泳場の管理業務の収入及び支出に係る決算状況は、次のとおりである。

(1) 収入の部

科目	決算額(円)	備考
市費	56,369,607	東山水泳場管理委託料
利用料金収入	10,636,340	個人使用料 2,954,590円

		団体使用料 16,870 円 専用使用料 7,664,880 円 (うち米子スイミングスクール 25m プールコース専用使用料 6,402,980 円)
事業収入	3,871,500	水泳教室参加料
その他の収入	69,400	ロッカー(シューズ 14,880 円、更衣 54,520 円)
収入額の合計	70,946,847	

(2) 支出の部

科 目		決算額 (円)	備 考	
人件費	(合計)	30,977,221		
米子市教育文化事業団の職員分	報酬	5,360,670	非常勤職員 3 人	
	給料	6,369,408	職員 2 人	
	諸手当	2,829,247	"	
	共済費	3,290,796	社会保険料事業主負担	
	賃金	13,327,100	嘱託職員 4 人(場長(市嘱託職員の身分も併有)を含む)、監視員	
施設	合計	25,392,386		
管理費	旅 費	26,500	資格研修旅費	
	需用費 (小計)	消耗品費	2,849,000	プール用薬品 2,373,840、管理用消耗品 411,135、事務用品 64,502
		燃料費	3,400,216	ボイラ用 A 重油 75,970 ㍓ 3,330,180、L P G 69,107、軽油 10 ㍓ 929
		食糧費	2,945	来客用茶代
		印刷製本費	53,550	減免利用許可証印刷 15,750 教室参加申請書印刷 12,600 施設管理日誌印刷 26,200
		光熱水費	10,301,478	水道代(総量 20,808 m ³) 4,575,713 電気代(総量 344,901kWh) 5,725,765
		修繕料	1,254,250	消火栓ホース取替え他
		役務費	94,746	電話・郵券
	委託料	清掃業務	2,835,000	
		ボイラー保守点検	462,000	
消防設備保守点検		223,965		

			地下タンク漏洩検査	78,750
			健康診断	40,425
			警備業務	408,240
			浄化槽保守点検	207,354
			循環ろ過機保守点検	225,540
			競泳自動審判装置保守点検	525,000
	使用料及び賃借料	174,167	コピー機借上料	
	備品購入費	476,280	コースロープ、タッチ板他	
	負担金	21,000	ボイラ協会費他	
	公課費	1,531,500	消費税及び地方消費税	
施設整備費(市直接実施分)		0		
	支出額の合計	56,369,607		

(注) 人件費は、関係職員の一部が他の業務との兼務により米子市営東山水泳場の管理業務に従事したことから、概算である。

【参考】米子市と財団法人米子市教育文化事業団との関係

当該施設の管理委託先である財団法人米子市教育文化事業団は、米子市が出資する外郭団体であるため、米子市は、同団体に対して、上記の表の市費のほか、事務局職員の人件費、職員の退職手当等の財源確保のための助成を行っている。なお、指定管理者制度適用後においては、当該施設の管理に係る事務局職員の人件費の財源確保のための助成は、原則として行わないこととしている。

平成 年 月 日

指定申請書

米子市長 野坂康夫 様

申請者 名称
所在地
代表者氏名 印
連絡先(電話番号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を受けたいので、米子市公の施設の指定管理者の指定の手續等を定める条例(平成17年米子市条例第26号)第4条第1項の規定により申請します。

管理を行おうとする市の施設の名称

米子市

添付書類

- 1 当該市の施設の管理業務に関する事業計画書及び収支予算書
- 2 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等の写し)
- 3 直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録
- 4 条例第5条各号の規定に該当しないことを説明した書類

様式第 2 号（第 3 条関係）

（市の施設の名称）の管理業務に関する事業計画書

〔施設の管理業務に対する基本方針〕

〔指定管理者の指定を申請した理由〕

〔施設の現状に対する認識及び今後の在り方〕

〔施設の管理業務に係る職員体制〕

1 管理体制（組織図・職員数）

2 研修計画（事業に関するもの、接遇に関するもの等）

3 緊急時の対応

（1）防犯、防災に対する態勢

（2）その他の緊急事態に対する態勢

〔情報の公開を行うための措置〕

〔個人情報保護するための措置〕

自主事業計画書（ 年度）		
事業名	目的・内容	実施時期・回数

注 指定の期間の各年度について作成すること。

様式第3号（第3条関係）

(市の施設の名称)の管理業務に関する収支予算書(平成 年度)			
収 入 (千円)		支 出 (千円)	
項 目	金 額	項 目	金 額
合 計		合 計	

注 指定の期間の各年度について作成すること。

平成 年 月 日

申 立 書

米子市長 野 坂 康 夫 様

名 称
申立者 所 在 地
代表者氏名

印

指定管理者の応募に当たり、次のとおり申し立てます。

記

当社（団体）は、米子市公の施設の指定管理者の指定の手續等を定める条例（平成17年米子市条例第26号）第5条に規定する指定管理者の指定に係る欠格条項のいずれにも該当しません。

（欠格条項）

第5条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 破産者で復権を得ないもの
 - イ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例により同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定が適用される準禁治産者を含む。）
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

グループ構成団体一覧表

グループの名称		
代表となる法人等	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連 絡 先	(電話番号)
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連 絡 先	(電話番号)
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連 絡 先	(電話番号)
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連 絡 先	(電話番号)
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連 絡 先	(電話番号)